

保護者 様

氷川町立宮原小学校

校長 田原 里恵

衣替えにおける標準服及び冬の防寒着等の着用について（お願い）

秋冷の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。先日の運動会では、児童へのご声援ならびにご準備等にご協力いただきありがとうございました。また、日頃より、学校の運営、諸行事への参加など大変お世話になっております。

さて、朝夕の登下校においては寒さを感じるようになり、衣替えの季節になってきました。また、さらに寒さが増し、冬になると、防寒着が必要になる季節となります。

標準服及び冬の防寒着等の着用について、学校全体として基本的なことを揃え、学習の場としての学校生活に合ったものにするため、以下のようなことを共通理解していきたいと考えております。

学校での服装については、担任が天候や室温等を考慮して声かけを行い、適切な服装の管理ができるようにしていきますが、保護者の皆様にもご一読いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 1年間を通して、学校生活における服装は標準服とする。11月以降の服装については、以下の通りとする。
 - ブレザー、半ズボン・スカート、白のシャツ・ポロシャツを着用する。
 - 寒い場合は、標準服の下にセーター・トレーナー・ベスト・カーディガンを着用してもよい。
- 2 名札及び黄色い帽子は、必ず着用する。
- 3 靴下については、学校教育活動に支障のないものを使用する。靴下は、華美でないものとする。
(体育時：運動しやすいもの、式典時：白)
なお、体育時にタイツや膝を曲げにくいニーハイソックスは使用しない。
- 4 厳寒期における冬の防寒着の着用時期及び体調不良時の服装着用時期については、天候や気温を考慮した上で着用する。
 - (1) 厳寒期及び体調不良時の服装について
 - スカートや半ズボンの中にタイツを着用してもよいが、衛生上の理由から、スポーツタイツは禁止とする。
 - ジャージ等の、動きやすい長ズボンを着用してもよい。
 - 必要に応じて、登下校時のみ、ジャンパー、コート、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。
 - 登下校時、事故防止の理由から、耳当て及びマフラーの着用は禁止とする。
 - 携帯用のカイロは、記名をした、貼るタイプのものを使用してもよい。ただし、安全上の理由から、使用中・使用済に関わらず、下校時は、携帯用のカイロを必ず持ち帰る。
 - (2) 防寒着の着用についての注意事項は、以下の通りとする。
 - 防寒着は、学校教育活動にふさわしい、動きやすい、色柄やデザインが華美にならないものとする。
(ジャンパー、ウィンドブレーカー、フリースジャケット、パーカー等)
 - 事故防止のため、防寒着の中でフード付きのものは着用しない。やむを得ない事情でフード付きのものを着用する場合は、フードを中に入れて着用する。
 - 防寒着は、登下校時のみの着用を原則とする。ただし、体調不良等の理由により、日中も長ズボン等を着用させたい場合は、担任に必ず連絡をする。
 - 防寒着は、標準服の上から着用する。事故防止のため、標準服の下に防寒着は着用しない。
 - 何枚もの重ね着や厚手の服、袖が長すぎるもの、必要のない飾りのついたもの等、学校教育活動に支障の出るような服装の着用は、安全上及び衛生上の理由から避ける。